

特定建設作業実施届出書

年 月 日

長浜市長 様

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては
その代表者の氏名

電話番号

特定建設作業を実施するので、騒音規制法第14条第1項(第2項)・振動規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称						
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類						
特定建設作業の種類	騒音規制法		振動規制法			
	1	くい打機、くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業		1	くい打機、くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業	
	2	びょう打機を使用する作業		2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
	3	さく岩機(ブレーカーなど)を使用する作業		3	舗装版破碎機を使用する作業	
	4	空気圧縮機を使用する作業		4	ブレーカーを使用する作業	
	5	コンクリートプラント、アスファルトプラントを設けて行う作業		※機械および作業の詳細は、記載要領を参照の上、漏れのないよう該当する番号に○印を付けること		
	6	バックホウを使用する作業				
	7	トラクターショベルを使用する作業				
	8	ブルドーザーを使用する作業				
特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第2・振動規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様		騒音規制法		振動規制法		
特定建設作業の場所						
特定建設作業の実施の期間		自 年 月 日 至 年 月 日	日間			
特定建設作業の開始及び終了の時刻		作業開始～作業終了	作業日	実働時間		
		時 分～時 分	祝日・日曜日除く	時間		
騒音・振動の防止の方法						
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名						
電話番号						
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所						
電話番号						
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名						
電話番号						
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所						
電話番号						
※受理年月日		※審査結果				

【備考は別紙に記載】

【備 考】

- 1 この届出書は、騒音規制法施行令別表第2・振動規制法施行令別表第2に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。
- 2 特定建設作業の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第2・振動規制法施行令別表第2に掲げる作業の種類を記載すること。
- 3 特定建設作業の実施の期間の欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
- 4 特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄の記載にあたっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

【問合せ・届出書提出先】

〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町632番地

長浜市役所 環境保全課

TEL 0749-65-6513

FAX 0749-64-1437

特定建設作業実施届の記載要領

1. 提出部数

正本1部のみです。騒音規制法・振動規制法ともに様式9に記入してください。

2. 届出者

工事の元請事業者名記入してください。

3. 届出日

特定建設作業の開始日の7日前（届出日と作業開始日は含まないでください。）

4. 特定建設作業の種類

該当する作業に○印をつけてください。表1を参照いただき、漏れのないように届け出てください。

表1

騒音規制法に基づく特定建設作業			振動規制法に基づく特定建設作業		
No.	作業の種類	機械・作業の要件等	No.	作業の種類	機械・作業の要件等
1	くい打機	もんけんを除く。 アースオーガーと併用する作業を除く。	1	くい打機	もんけん及び圧入式を除く。
		—		くい抜機	油圧式を除く。
	くい打くい抜機	圧入式を除く。		くい打くい抜機	圧入式を除く。
2	びょう打機	—	2	鋼球	—
3	さく岩機	※1	3	舗装版破碎機	※1
4	空気圧縮機	電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のもの。	4	ブレーカー	手持式のものを除く。
		さく岩機の動力として使用する作業を除く。			※1
5	コンクリートプラント	混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のもの。		※1 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業。	
	アスファルトプラント	混練機の混練重量が200kg以上のもの。 モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。			
6	バックホウ	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のもの。			
7	トラクターショベル	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のもの。			
8	ブルドーザー	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のもの。			

4. 特定建設作業に使用する機械の名称、型式及び仕様

ここでは機械の名称を記入してください。型式・仕様についてはカタログ等を添付してください。

5. 特定建設作業の実施の期間

特定建設作業を実際に開始する日、終了する日を記入してください。

作業開始日に終了する建設作業は届出の必要はありません。

6. 特定建設作業の開始及び終了の時刻

- ①下記の表2、表3の範囲内で特定建設作業の計画を立ててください。
- ②工事を実施する地域が、第1号・第2号のどの区分に該当するかは、当課までお問合せください。
- ③工事を実施する地域が第2号区域であっても、学校・保育所・病院・図書館・特別養護老人ホームの敷地周囲おおむね80m内は第1号区域として取り扱われます。
- ④日曜日・祝祭日の作業は原則認められていません。

表2 騒音規制法にかかる特定建設作業にかかる区域ごとの規制

区域の区分	(特定工場にかかる区域との関係)	規制値(dB)	作業できない時間帯	同一場所で作業できる時間
第1号区域	第1種区域	85	午後7時～午前7時	10時間以内
	第2種区域			
	第3種区域			
第2号区域	第4種区域		午後10時～午前6時	14時間以内

表3 振動規制法にかかる特定建設作業にかかる区域ごとの規制

区域の区分	(特定工場にかかる区域との関係)	規制値(dB)	作業できない時間帯	同一場所で作業できる時間
第1号区域	第1種区域	75	午後7時～午前7時	10時間以内
	第2種区域(Ⅰ)			
第2号区域	第2種区域(Ⅱ)		午後10時～午前6時	14時間以内

7. 添付書類

1) 工事付近地図

工事を実施する地域が、学校・保育所・病院・図書館・特別養護老人ホームの敷地周囲80m範囲に注意してください。

2) 工事工程表

特定建設作業ごとに工程表を作成してください。

3) 使用機械資料

建設機械の仕様書あるいはカタログを添付してください。

【様式ダウンロード】

「市ホームページ」→「事業者向け」→「環境保全」→「公害対策・届出書類」→「騒音規制法・振動規制法届出書類」

【問合せ・届出書提出先】

〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町632番地

長浜市役所 環境保全課

TEL 0749-65-6513

FAX 0749-64-0396